

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4 階

従業員に食事代を支給した場合の非課税金額

Q 従業員に福利厚生の一環として食事代を支給したいと考えています。会社が従業員に食事代を支給するとその従業員に対して給与の支給があったものとして課税するのが原則だと思いますが、4月から改正があったと聞いていますが、これはどのような内容でしょうか？

解説

基本的に食事の支給については、給与課税が原則です。ただし、一定の場合については、課税しなくてよい取り扱いです

1. 原則的取り扱いと非課税規定

基本的に**食事代の支給について**は、その食事の価額（食事代を徴収している場合にはその食事代を控除した残額）に相当する給与の支給があったものとして**課税するのが原則**です。ただし、次に掲げる食事については課税しなくてよいことになっています。

- ①支給する食事の価額の**2分の1以上の食事代を徴収**しており、かつ、その食事についての会社負担額が1人につき**月額7500円以下**（3月31日以前は**月額3500円以下**）である場合の食事代
- ②**残業等**に対してその勤務により支給する食事代
- ③**深夜勤務**に伴う夜食の現物支給に変えて支給する金銭で、その1回の支給額が**650円以下**（3月31日以前は**300円以下**）

2. 具体的事例

従業員負担額2分の1以上、かつ、会社負担額が月額7,500円以下の場合の非課税について具体例でみると下記の通りとなります。

区分	食事の価額 (1か月あたり)	会社負担額	課税の有無	課税される金額
Case 1	12,000円	7,000円	課税	7,000円
Case 2	15,000円	7,500円	非課税	なし
Case 3	16,000円	8,000円	課税	8,000円
Case 4	16,000円	7,000円	非課税	なし

要するに…

会社が従業員等に支給する食事代に係る非課税金額について、令和8年4月1日以後に支給する食事を対象に大幅に緩和されました。福利厚生の規定の整備等をして、従業員のために活用したいところですね。